しんきんビジネスカードＦ会員規約

一般条項

第１条（法人会員）

株式会社しんきんカード（以下「当社」という）に対し、本規約を承認のうえ入会申込みをした法人または非法人たる団体（以下まとめて「法人」という）のうち、当社が適格と認めたものを法人会員（以下「法人会員」という）とします。また、当社が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。

第２条（代表使用者）

１．法人会員に所属する方のうち、法人会員が指定した法人を代表する権限のある方で、本規約を承認のうえ当社に対し入会の申込みを行い、当社が適格と認めた方を代表使用者とします。

２．代表使用者は、本規約に定める使用者資格を喪失した場合には、速やかに当社に届出るものとします。

第３条（使用者）

代表使用者が代表使用者の代理人として指定し代金の支払いその他本規約に基づく全ての責任を引受けることを承認した法人会員の役員、従業員（原則として臨時雇用、嘱託を除く）、構成員または会員等、法人会員に所属する方で、当社が適格と認めた方を使用者（以下代表使用者と使用者を併せて「使用者等」という）とします。代表使用者は、代表使用者の代理人として使用者に、当社が当該使用者用に発行したクレジットカード（以下「使用者カード」という）および会員番号を本規約に基づき利用させることができ、使用者は、代表使用者の代理人として本規約に基づき使用者カードおよび会員番号を利用することができます。使用者は、代表使用者が退会その他の理由で使用者資格を喪失したときは、当然、使用者資格を喪失するものとします。

第４条（カードの貸与と取扱い）

１．当社は、使用者等に対し、使用者等氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面に印字または登録した使用者等の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面に印字または登録された使用者等本人以外使用できないものとします。また、使用者等は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、使用者等は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を保管・管理・使用するものとします。代表使用者は、カード発行後も、届出事項（第２４条第１項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。

２．使用者等は、使用者等本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者等の氏名を自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。

３．カードの所有権は、当社に属します。使用者等は、他人にカードを貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託する等カードの占有を第三者に移転させることは一切できません。

４．カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、使用者等が前３項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、法人会員および使用者等は、そのカード利用に係る債務についてすべて支払いの責を負うものとします。ただし、使用者等は、使用者等に対して貸与されたカードの利用代金についてのみ法人会員と連帯して支払いの責を負うものとします。

５．当社が、本条に基づき貸与するカードの規格、仕様およびデザインは、ＶＩＳＡインターナショナルサービスアソシエーション（以下「国際提携組織」という）が定める規定により、当社が定めます。

６．カードの発行およびその他の取扱いは、本規約の定めによる他、当社および国際提携組織が定めるカード取扱要領によるものとします。法人会員は、カードの発行権および所有権が当社にあることを認めるものとします。

７．法人会員および使用者等は、当社から法人会員および使用者等のいずれかに対する履行の請求が、他方に対しても効力を生じるものとすることに同意します。

第５条（暗証番号）

１．当社は、使用者等より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。ただし、申出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録します。

２．使用者等は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責のある場合を除き、暗証番号について盗用その他の事故があっても、法人会員および使用者等は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。ただし、使用者等は、使用者等に対して貸与されたカードの利用代金についてのみ法人会員と連帯して支払いの責を負うものとします。

第６条（年会費）
法人会員および使用者等は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日は別途通知するものとし、支払われた年会費は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第７条（カードの利用枠）
１．カードの総利用枠は、法人会員につき、代表使用者および使用者のカードショッピング、海外キャッシュサービス、キャッシングリボおよびキャッシング一括の利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額および次項以下の内訳額は、当社が所定の方法により定めるものとします。
２．カードショッピング利用枠は、法人会員につき、代表使用者および使用者のカードショッピング利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
３．割賦利用枠は、法人会員につき、代表使用者および使用者のカードショッピングのうちリボルビング払いならびに分割払い（３回以上のものをいう。以下同様）、２回払いおよびボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
４．カードショッピングのうち代表使用者および使用者のリボルビング払いならびに分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当社が所定の方法により定めるものとします。
５．前項のリボルビング払いの利用枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額を１回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、その一部を１回払いの扱いとして支払うものとします。
６．キャッシング利用枠は、法人会員につき、代表使用者および使用者のキャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの未決済残高を合算して管理します。その金額は本条第１項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
７．キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠のうち、５０万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。
８．キャッシング一括および海外キャッシュサービスの未決済残高の利用枠は、本条第６項のキャッシング利用枠のうち、５０万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。
９．当社は、必要または適当と認めた場合、本条第１項の利用枠とは別に分割払いの利用枠を定める場合があります。この場合、当社所定の方法によりその利用枠を定めるものとします。
１０．使用者等が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合も、代表使用者は当然にその支払いの責を負うものとします。
１１．本条に定める利用枠は、使用者等が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。
①カード利用に係る債務等当社に対する債務の履行を怠った場合
②使用者等のカードの利用状況および法人会員、代表使用者の信用状況等に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合
③「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合
１２．本条に定める利用枠は、本条第７項、第８項の定めにかかわらず、当社が適当と認めた場合には、特段の通知を要せず、当社所定の方法により、増額できるものとします。ただし、使用者等から増額を希望しない旨の申し出があった場合には増額を行わないものとします。

第８条（複数枚カード保有における利用の調整）
１．当社が複数のカードを法人会員に貸与している場合、原則、当社は、その全てのカードを通算して第７条の規定を法人会員に適用するものとします。
２．前項の場合、当社は、リボルビング払い、分割払い、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービ

スを利用できるカードをいずれか１枚に限定することができるものとします。

第９条（カード利用代金債務）
１．法人会員は、使用者等に対して貸与された全てのカード（以下「全カード」という）について、当該カードの利用代金および当該カードに関連して本規約に基づき発生する当社に対する一切の債務について、支払いの責を負うものとします。
２．使用者等は、使用者等に貸与されたカードの利用代金および当該カードに関連して本規約に基づき発生する債務についてのみ法人会員と連帯して支払いの責を負うものとします。

第１０条（代金決済口座および決済日）
１．法人会員は、当社に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および年会費等本規約に基づく一切の債務について、法人会員が支払いのために指定した法人会員名義の預金口座（以下「決済口座」という）からの口座振替により支払うものとします。ただし、法人会員が希望しかつ当社が適当と認める場合のみ、当社の指定する預金口座への振込等当社が別途指定する方法で支払うものとし、本規約に別途定める場合を除き、法人会員の希望なく当社が支払い方法を変更することはないものとします。
２．当社に支払うべき債務の支払期日は、毎月１０日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。ただし、当社もしくは金融機関の都合により、１０日の支払期日が毎月８日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）となることがあります。
３．当社は、法人会員の毎月の支払いに係る利用代金明細書を支払期日までに法人会員の届出住所宛に送付します。法人会員および使用者等は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後１０日以内に当社に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが年会費のみの場合は利用代金明細書を送付しない場合があります。
４．当社に支払うべき債務のうち第４１条に定めるキャッシングリボ、第４５条に定めるキャッシング一括の返済元金および第４９条に定める海外キャッシュサービスの返済元金は、本条第１項で法人会員が指定する決済口座からの口座振替の結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したことを当社が確認するまでは、当社は当該返済元金を第７条第６項に定める未決済残高から減算しないものとします。

第１１条（海外利用代金の決済レート等）
１．決済が外貨による場合におけるカード利用代金（カード利用が日本国内であるものを含む）は、外貨額を国際提携組織の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。ただし、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。
２．日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカード利用の制限または停止に応じていただくことがあります。

第１２条（決済口座の残高不足等による再振替等）
１．決済口座の残高不足等により、支払期日に、当社に支払うべき債務の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、支払期日以降の任意の日において、当社に対して支払うべき債務の一部または全部につきこれを行うことができるものとします。ただし、当社から別途指示があったときは、法人会員は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとします。
２．法人会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替にかかる費用（以下「再振替等にかかる費用」という）を負担するものとします。
３．再振替等にかかる費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。

第１３条（支払金等の充当順序）
法人会員もしくは使用者等の弁済した金額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、法人会員もしくは使用者等への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法

第３０条の５の規定によるものとします。

第１４条（費用の負担）
法人会員もしくは使用者等は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。

第１５条（退会）
１．法人会員が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関もしくは当社に届出る方法または電話により当社に届出を行う方法等の当社所定の方法により届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、法人会員は、使用者等全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。
２．使用者等が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に法人会員から提出する方法または電話により当社に届出を行う方法等の当社所定の方法により届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する使用者等のカードおよびチケット等を当社に返却するものとします。
３．法人会員は、退会する場合には、当社が請求したときには、一括して債務を支払うものとします。また、退会後においても、カードを利用しまたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。

第１５条の２（カードの回収協力）
カードを回収する必要が生じたとして当社がカードの回収を要請した場合には、法人会員は、可能な範囲で、当社のカード回収に協力するものとします。

第１６条（カード利用の断りおよび一時停止等）
１．当社は、使用者等が利用枠を超えた利用もしくは利用をしようとした場合、または利用枠以内であってもカードの具体的利用状況、利用代金の支払状況等の事情によっては、全カードまたは一部のカードのカードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を一時的に拒絶することがあります。
２．当社は、カードおよびカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当社が判断した場合、法人会員または使用者等への事前通知なしに、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を保留またはお断りすることがあります。
３．当社は、法人会員が本規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合、使用者等が本規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合、またはカードの利用状況に不審がある場合には、発行されている全てのカードもしくは必要と認められる一部のカードにつき、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を一時的に停止すること、または加盟店や現金自動預払機（以下「ＡＴＭ等」という）等を通じてカードの回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、当該使用者等は異議なくこれに応ずるものとします。
４．当社は、法人会員または使用者等の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。
５．当社は、貸金業法に基づき、使用者に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、キャッシング一括、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。
６．当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、使用者等に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。
７．当社は、使用者等の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の

本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、使用者等は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。
８．当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して使用者等に回答を求めた場合で、使用者等から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。
９．当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
１０．当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。

第１７条（法人会員資格の取消および使用者資格の取消等）
１．法人会員または使用者等が次のいずれかに該当した場合、その他当社において法人会員または使用者等として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告等を要せずに法人会員資格または使用者資格を取り消すことができます。
①虚偽の申告をした場合
②本規約のいずれかに違反した場合
③当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合
④信用状態に重大な変化が生じた場合
⑤カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合
⑥カード発行後２ヶ月以内に決済口座の設定手続が完了しない場合
⑦代表使用者が法人会員の役員もしくは従業員でなくなった場合または法人会員から使用者資格の取消の申出があった場合（後者の場合において法人会員は、当社が使用者資格を取り消したことにより生じた使用者との紛争につき、法人会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとします。）
⑧法人会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者等が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の(イ)から(ホ)のいずれかに該当した場合
(イ)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
(ロ)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
(ハ)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
(ニ)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
(ホ)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
⑨法人会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む)または使用者等が、自らまたは第三者を利用して、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する行為をした場合
(イ)暴力的な要求行為　(ロ)法的な責任を超えた不当な要求行為（ハ)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為　(ニ)風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
(ホ)その他前記(イ)から(ニ)に準ずる行為
⑩当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）
（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等
⑪法人会員または使用者等に対し第１６条第６項または第７項または第２４条第４項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が法人会員として不適格と判断した場合や、法人会員または使用者等がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
⑫当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記①から⑪に記載した事項

のいずれかに該当する事由が生じた場合
２．使用者等が次のいずれかに該当した場合、当社は通知・催告等をせずに使用者資格を取り消すことができます。
①使用者等が、法人会員に所属することがなくなった場合
②使用者等が死亡した場合
③その他当該使用者等について法人会員から特に申出のあった場合
３．当社は、法人会員または使用者等が本条第１項第８号または第９号の事由に該当した場合、法人会員および使用者等の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに法人会員資格または使用者資格を取消すことができるものとし、当社と法人会員および使用者等とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。
４．本条第１項により法人会員資格を取り消された場合、使用者等はカード使用者資格を喪失し、当社が必要と認めた場合には、速やかにカードおよびチケット等を当社に返還するものとします。また、前項により使用者資格を取り消された使用者等は、当社が必要と認めた場合には、速やかに当該使用者等のカードおよびチケット等を当社に返還するものとします。また、法人会員資格を取消された場合、法人会員は当社に対する法人会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
５．前４項により法人会員資格または使用者資格を取り消された場合、使用者資格を喪失した使用者等は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められたときには、異議なくこれに応じて当該カードおよびチケット等を返還するものとします。法人会員または使用者等は、本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。
６．使用者等は、法人会員もしくは使用者等の法人会員資格または使用者資格の取消後においても、カード利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。

第１８条（付帯サービス等）
１．法人会員または使用者等は、当社または当社の提携会社が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。法人会員または使用者等が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途当社から法人会員に対し通知します。
２．法人会員または使用者等は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。
３．法人会員または使用者等は、当社が必要と認めた場合には、当社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承諾します。
４．法人会員または使用者等は、第１５条に定める退会をした場合または第１７条に定める会員資格の取消および使用者資格の取消をされた場合、付帯サービス（会員資格取消前または退会前に取得済みの特典を含む）を利用する権利を喪失するものとします。

第１９条（期限の利益の喪失）
１．法人会員が次のいずれかの事由に該当した場合、法人会員は本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。使用者等が次のいずれかに該当した場合には、当該使用者等に係る本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者等は、直ちに債務の全額を支払うものとします。
①仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始の申立、調停による債務整理の申立等の法的な債務整理手続の申立があったときまたは債務整理のため弁護士、司法書士等に委任がなされた旨の通知があったとき。
②租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。
③自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき。
④リボルビング払い、分割払い、２回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から２０日以上の相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
⑤当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合
２．法人会員が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第１７条第１項の規定（ただし、第１７条第１項第８号または第９号または第１７条第２項第２号の事由に基づく場合を除きます）により使用者資格が取り消された場合、リボルビング払い、分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、

法人会員は直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
３．法人会員が次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、法人会員は本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。また、使用者等が次のいずれかに該当した場合には、当社の請求により、当該使用者等に係る本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、当該使用者等は直ちに債務の全額を支払うものとします。
①当社が所有権留保した商品の質入れ、譲渡、賃貸その他の処分を行ったとき。
②本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
③その他信用状態が悪化したとき。
４．法人会員が第１７条第１項第８号または第９号の事由に該当したことが判明した場合、法人会員は本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。使用者等が第１７条第１項第８号または第９号の事由により使用者資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者等は、直ちに当該使用者等に係る本規約に基づく一切の債務の全額を支払うものとします。
５.法人会員または使用者等が、前４項の債務を支払う場合には、当社の本社へ持参または送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第１２条第１項の但書の定めにより支払うものとします。
６．本条第１項から第４項の定めにかかわらず、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第１条第１項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

第２０条（紛失・盗難・偽造）
１．カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難・詐取・横領等（以下、まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、法人会員および使用者等は、連帯して本規約に基づきそのカードまたはカード情報の利用により発生する全ての債務について支払いの責を負うものとします。ただし、使用者等は、使用者等に貸与されたカードまたはチケット等の利用代金についてのみ法人会員と連帯して支払いの責を負うものとします。
２．法人会員および使用者等は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。
３.偽造カードの使用に係る債務については、法人会員および使用者等は支払いの責を負わないものとします。この場合、法人会員または使用者等は被害状況等の調査に協力するものとします。
４．前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について法人会員または使用者等に故意または過失があるときは、その偽造カードの使用に係る債務について故意または過失のある法人会員および使用者等が支払いの責を負うものとします。
５．当社は、カードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、法人会員および使用者等は予めこれを承諾するものとします。

第２１条（会員保障制度）
１．前条第１項の規定にかかわらず、当社は、法人会員および使用者等が紛失・盗難により他人にカードもしくはカード情報またはチケット等を不正利用された場合であって、前条第２項に従い警察および当社への届出がなされたときは、これによって法人会員および使用者等が被るカードまたはチケット等の不正利用による損害をてん補します。
２．保障期間は、入会日から１年間とし毎年自動的に継続されるものとします。
３．次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。
①法人会員または使用者等の故意または重大な過失に起因する損害
②損害の発生が保障期間外の場合
③法人会員の役員・社員・使用者等の家族もしくは同居人またはカードもしくはチケット等を受領した法人会員もしくは使用者等の代理人による不正利用に起因する場合
④法人会員または使用者等が本条第４項の義務を怠った場合
⑤紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
⑥暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、法人会員および使用者等に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。）

⑦法人会員または使用者等が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が法人会員または使用者等の過失に起因する場合
⑧前条第２項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の６１日以前に生じた損害
⑨戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
⑩その他本規約に違反する使用に起因する損害
４．法人会員は、損害のてん補を請求する場合において、当社が必要と判断した場合は、損害の発生を知った日から３０日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。
５．法人会員または使用者等は、本条第１項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。
６．法人会員または使用者等は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して法人会員または使用者等が保有する一切の権利を、てん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、法人会員もしくは使用者等は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。
７．法人会員または使用者等は、前条第２項に従って当社に対して通知しまたは届け出た事項、および第４項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。

第２２条（カードの再発行）
カードを紛失・盗難・毀損・滅失等した場合には、法人会員または使用者等が当社所定の方法で届け出を行い、当社が適当と認めた場合に限り再発行します。この場合、法人会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第２３条（カードの有効期限）
１．カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードの券面に印字され、あるいは当社所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示された月の末日までとします。
２．有効期限の２ヶ月前までに申出がなく、かつ、当社が引き続き法人会員および使用者等として認める場合には、新しいカードと会員規約を送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合には、送付を保留することができるものとします。
３．使用者等は有効期限経過後のカードを直ちに切断・破棄するものとします。
４．カードの有効期限の２ヶ月前の時点で一定期間カードの利用がない場合、カードの更新は行わない場合があります。
５．カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

第２４条（届出事項の変更等）
１．法人会員が当社に届出た使用者等の氏名、住所、電話番号、決済口座、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、法人会員または使用者等が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の方法により届け出るものとします。
２．前項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、法人会員または使用者等は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
３．本条第１項の届出がないために当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに法人会員または使用者等に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。
４．法人会員または使用者等が第１７条第１項第８号または第９号に該当すると具体的に疑われる場合には、当社は、法人会員および使用者等に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、法人会員および使用者等は、これに応じるものとします。
５．当社は法人会員または使用者等への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。
６．当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している法人会員および使用者等に対し、国籍、在留資格、在留期間の届

出を求めることがあり、当該法人会員および使用者等は届出に応じるものとします。

第２５条（合意管轄裁判所）
１．法人会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、日本国を法廷地とし、訴額のいかんにかかわらず、法人会員または当社の本社所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
２．使用者等と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、日本国を法廷地とし、訴額のいかんにかかわらず、使用者等の住所地、商品等の購入地および当社の本社所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第２６条（規約の変更）
１．当社は民法に定めるところに従い、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当社ホームページへの掲載その他適切な方法により会員に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。
２．前項前段にかかわらず、当社は、本規約に定める年会費、カード再発行手数料、ＡＴＭ手数料、その他手数料等の金額につき、これを変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当社ホームページへの掲載その他適切な方法により会員に周知することにより、これらを変更することができるものとします。

第２７条（手数料率、利率の変更）
リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、キャッシング一括の利率、海外キャッシュサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第２６条の規定にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払いおよびキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払い、キャッシング一括および海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率・利率が適用されるものとします。

第２８条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）
日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、法人会員もしくは使用者等は、当社の請求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限もしくは停止に応じていただくことがあります。

第２９条（準拠法）
法人会員と当社もしくは使用者等と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

カードショッピング・キャッシング条項
第３０条（カードショッピング）
１．利用可能な加盟店
使用者等は、次の加盟店においてカードを利用することができます。ただし、使用者等は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について充分に注意するものとします。なお、①乃至③の加盟店にてカードショッピングの取引を行う目的は事業費決済のみとします。
①当社の加盟店
②当社と提携したクレジットカード会社（以下「提携クレジットカード会社」という）の加盟店
③国際提携組織と提携した金融機関・クレジットカード会社（以下「海外クレジットカード会社」という）の加盟店
２．加盟店の店頭での利用手続き
商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者等が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります（カードに署名欄がある場合に限る）。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはＩＣチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ＩＣチップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法

によって取引を行う場合があります。
３．郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き
郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社もしくは他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、使用者等の氏名、届出住所等を記入することまたは電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって使用者等が負担した債務の決済手段とすることができます。
４．オンライン取引の際の利用手続き
コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、使用者等の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって使用者等が負担した債務の決済手段とすることができます。
５．ＩＣカードの利用手続き
カードの種類がＩＣクレジットカード（ＩＣチップを搭載したクレジットカード）の場合には、当社が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、使用者等自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。なお、ＩＣチップを端末機等にかざしてご利用される場合には、当社が指定する加盟店においては、ご利用の金額に応じサインレス、もしくは売上票への署名をするものとします。ただし、端末機の故障等の場合または別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。
６．継続的利用代金の支払手段としての利用手続き
使用者等は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、使用者等は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは使用者等が退会もしくは資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとします。また、法人会員は、当社が必要であると判断したときに、法人会員に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店（加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることを、予め承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から複数のカードを貸与している場合には当社が貸与している別カードへの変更を含むものとします。
７．カードの利用に際し、原則、当社の承認を必要とします。この場合、使用者等は、利用する取引、購入商品の種類または利用金額等により、当社が直接または提携クレジットカード会社もしくは海外クレジットカード会社を経由して加盟店または使用者等自身に対しカードの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。

第３１条（立替払の承諾等）
１．法人会員および使用者等は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。使用者等は、当社が使用者等からの委託に基づき、使用者等の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の使用者等に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。
①当社が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと（立替払の現実の実行の前後を問わない）により、当社が使用者等に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。
②当社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当社に債権譲渡すること。この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除く）を経由する場合があること。
③提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いしまたは当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。
④海外クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いしまたは当該加盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合

があります)、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。
２．カードの利用による取引上の紛議は法人会員および使用者等と加盟店等とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。
３．法人会員および使用者等は、カード利用に係る当社債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、使用者等の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。
４．法人会員および使用者等は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

第３２条（カード利用代金の支払区分）
１．カード利用代金の支払区分は、１回払い、２回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いおよび分割払いとし、カード利用の際に使用者等が適用される支払区分を指定するものとします。ただし、１回払い以外の支払区分は、予め当社が適当と認めた法人会員および使用者等が、当社が適当と認めた加盟店でのみ指定できるものとします。
２．使用者等の有効な支払区分の指定がない場合は原則として１回払いとなります。

第３３条（１回払い・２回払い・ボーナス一括払い）
１．１回払い、２回払いおよびボーナス一括払いの支払期日および分割支払金の額は次の通りとなります。ただし、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。
①１回払いについては、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日。
支払期日が１０日または８日の場合には、前々月１６日から前月１５日までの利用分
②２回払いについては、以下によって対象となる利用額の半額（端数は初回分に算入）につき、それぞれ当月と翌月の支払期日。
支払期日が１０日または８日の場合には、前々月１６日から前月１５日までの利用分
③ボーナス一括払いについては、毎年１２月１６日から翌年６月１５日までの利用分につき８月の支払期日、７月１６日から１１月１５日までの利用分につき翌年１月の支払期日。ただし、上記の期間は加盟店により異なる場合があります。
２．法人会員および使用者等は、当社が適当と認めた場合には、別途定める方法により、１回払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定める通りとします。

第３４条（リボルビング払い）
１．リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。
①お店でリボ：カード利用の都度、カードショッピング利用代金の支払区分としてリボルビング払いを指定する方法。
②いつでもリボ：事前に法人会員または使用者等が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日（支払期日が１０日または８日の場合には前月１５日、以下同じ）時点におけるカードショッピング利用代金が本条に基づき法人会員または使用者等が指定する支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を１回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。ただし、使用者等がカード利用の際に２回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該カードショッピング代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利用した場合には、１回払いとなることがあります。
③海外リボ：海外に所在する加盟店（これに準ずるものを含む。以下「海外加盟店」という）でのカードショッピング代金について、事前に使用者等が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日時点におけるカードショッピング利用代金が、本条に基づき法人会員または使用者等が指定する支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を１回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。
④あとからリボ：カード利用の際に１回払い・２回払い（１回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当社が適当と認めた法人会員または使用者等が、当社が定める日まで

に支払区分変更の申出を行ない、当社が適当と認めた場合に、当該代金（２回払いは利用額の全額）の支払区分をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料計算および弁済金の額等については、１回払いおよび２回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに使用者資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

２．法人会員は、リボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額（５千円、または、１万円以上１万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第４項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、法人会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で法人会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。また、入会時において、法人会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。

３．法人会員は、リボルビング払いを指定した場合において前項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料と元金の合計額として法人会員が予め指定したコースにより下表に定める弁済金（毎月支払額。ただし、締切日の残高と手数料の合計額が弁済金に満たないときはその合計額）を翌月の支払期日に支払うものとします。また、法人会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法または下表とは異なる金額区分にすることができます。

毎月の締切日時点での残高	翌月の弁済金			
	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース
１０万円以下	５千円	１万円	２万円	２万円以上１万円単位
１０万円を超えて２０万円まで	１万円	２万円	４万円	
以後残高１０万円増加毎に	５千円増加	１万円増加	２万円増加	

４．毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高（付利単位１００円）に対し、当社所定の手数料率により年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した金額を１ヶ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。

５．法人会員は、別途定める方法により、リボルビング払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定める通りとします。

６．第３１条第２項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘らず本条第４項に定める手数料が発生し、法人会員はこれを支払うものとします。

第３５条（分割払い）

１．分割払いは次の方法で指定するものとします。

①カード利用の都度分割払いを指定する方法

②カード利用の際に１回払い・２回払い（１回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当社が適当と認めた法人会員が、当社が定める日までに支払区分の変更の申出を行い当社が適当と認めた場合、当該代金（２回払いは利用額の全額）の支払区分を分割払いに変更する方法。その場合、手数料計算および分割支払額等については、１回払い・２回払いからの変更の場合は、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに使用者等資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

③分割払いの指定をした後、第１回の支払前であれば前号の場合に準じて支払回数、ボーナス併用分割払いへの変更ができるものとします。

２．分割払いの支払回数、実質年率、分割払手数料は別表の通りとします。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また、２４回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。
３．分割払いの支払総額は、利用金額に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、翌月の支払期日から支払うものとします。
４．ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は１月および８月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は１回当りの利用金額の５０％とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、各ボーナス支払月の加算金額は１，０００円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、当社が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏期６月・７月・８月、冬期１２月・１月・２月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を１回当りの利用金額の５０％以内で指定することができます。
５．法人会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、法人会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払ったときには、法人会員は７８分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定める通りとします。
６．第３１条第２項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘らず本条第２項に定める分割払手数料が発生し、法人会員はこれを支払うものとします。

第３６条（遅延損害金）
１．平成２１年１２月８日より前の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。
①法人会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位１，０００円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年１４．６％を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額（付利単位１，０００円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率（２０２０年４月１日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
②前①の場合を除き、法人会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅滞したときは、当該支払金（付利単位１，０００円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年１４．６％を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位１，０００円）に対し商事法定利率（２０２０年４月１日以降に遅滞した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額を超えないものとします。
２．平成２１年１２月８日以降の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。
①法人会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位１，０００円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年１４．６％を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額（付利単位１，０００円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率（２０２０年４月１日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
②前①の場合を除き、法人会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅滞したときは、当該支払金（付利単位１，０００円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年１４．６％を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位１，０００円）に対し商事法定利率（２０２０年４月１日以降に遅滞した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額を超えないものとします。

第３７条（見本・カタログ等と現物の相違）
使用者等が、日本国内の加盟店と見本・カタログ等により商品およびサービス（以下総称して「商品等」という）の購入

を行なった場合において、引渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、使用者等は加盟店に商品等の交換請求もしくは当該売買契約の解除をすることができます。

第３８条（支払停止の抗弁）
１．法人会員は、リボルビング払い、分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。
①商品等の引渡し、提供がなされないこと
②破損、汚損、故障、欠陥、その他の種類または品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合があること。
③その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること
２．当社は、法人会員が前項の支払停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所定の手続をとるものとします。
３．法人会員は、前項の申出をするときは、予め当該事由の解消のため加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
４．法人会員は、本条第２項の申出をしたときは、速やかに当該事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付して）を当社に提出するよう努めるものとします。また、法人会員および使用者等は、当社が当該事由について調査をするときは、その調査に協力するものとします。
５．本条第１項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。この場合、カードの利用による取引上の紛議は法人会員と加盟店とにおいて解決するものとします。
①売買契約が法人会員にとって営業のためにまたは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき
②リボルビング払いの場合で、１回のカード利用に係る利用金額が３万８千円に満たないとき
③分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いの場合で、１回のカード利用に係る支払総額が４万円に満たないとき
④使用者等が日本国外においてカードを利用したとき
⑤法人会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき
６．法人会員は、当社がカードショッピング利用に係る債務の残高から本条第１項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピング代金の支払いを継続するものとします。

第３９条（キャッシングリボの取引を行う目的・利用方法）
代表使用者は、自らまたは使用者を代理人として、日本国内において、キャッシングリボとして別途定める方法により、キャッシングリボの利用枠の範囲内で事業費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。現在ご利用可能な方法は、下記＜キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法＞に定める通りとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。使用者が現金を借り入れた場合、当該使用者は代表使用者の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第４０条（キャッシングリボの利率および利息の計算）
１．キャッシングリボの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記＜キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等＞に定める通りとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
２．お持ちのカードを他のカードに切替えたときは、キャッシングリボの利率は、切替後のカードのキャッシングリボの利率が適用されます。
３．法人会員は、キャッシングリボの借入金（付利単位１００円）に対し、借入日の翌日より当社所定の利率による利息を支払うものとします。ただし、キャッシングもあとからリボの申込を行い、キャッシング一括・海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボへ変更した場合、キャッシングもあとからリボ申込日の翌日からキャッシングリボの利息を支払うものとします。

４．毎月の利息額は、毎月の締切日（支払期日が１０日または８日の場合には前月１５日）までの日々の残高に対し年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した金額を１ヶ月分とし、当月の支払期日に支払うものとします。

第４１条（キャッシングリボの借入金の支払い）
１．キャッシングリボの返済方法は、毎月元利定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて、当社が決定し、変更できるものとします。ただし、法人会員が希望し当社が適当と認めた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月増額返済によることができるものとします。
２．キャッシングリボの返済は、返済元金と前条第４項の経過利息の合計として当社が指定した金額を、第１０条の定めにより支払うものとします。
３．法人会員は、別途定める方法により、キャッシングリボの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定める通りとします。

第４２条（遅延損害金）
１．法人会員が、キャッシングリボの支払を遅滞した場合は支払元金（付利単位１，０００円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、また期限の利益喪失の場合は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年２０．０％を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
２．前項の取扱いはキャッシング一括および海外キャッシュサービスの場合も同様とします。

第４３条（キャッシング一括の取引を行う目的・利用方法）
代表使用者は、自らまたは使用者を代理人として、日本国内において、キャッシング一括として別途定める方法により、キャッシング一括の利用枠の範囲内で事業費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。現在ご利用可能な方法は、下記＜キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法＞に定める通りとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。使用者が現金を借り入れた場合、当該使用者は代表使用者の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第４４条（キャッシング一括の利率および利息の計算）
１．キャッシング一括の利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記＜キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等＞に定める通りとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
２．法人会員は、キャッシング一括の借入金（付利単位１００円）に対し、当社所定の利率による利息を支払うものとします。
３．借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した金額を経過利息として支払うものとします。

第４５条（キャッシング一括の借入金の支払い）
１．キャッシング一括の返済方法は、元利一括返済、返済回数は１回とします。
２．毎月の返済額は、毎月の締切日（支払期日が１０日または８日の場合には前月１５日）までの借入金と前条第３項の経過利息とを合計し、第１０条の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。
３．法人会員は、別途定める方法により、キャッシング一括の借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定める通りとします。
４．キャッシング一括の借入金について、当社が定める日までにキャッシングもあとからリボの申込を行い、当社が適当と認めた場合は、キャッシング一括の借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までをキャッシング一括のご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を日割計算します。

第４６条（現金自動預払機（ＡＴＭ）等利用時の手数料）
１．法人会員は、当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているＡＴＭ等を利用してキャッシングリボ、キャッシング一括を借り受け、または臨時に返済する場合、当社所定のＡＴＭ手数料を負担するものとします。その場合は、キャッシングリボは第４０条第４項、キャッシング一括は第４５条第２項にて定める毎月の締切日までのＡＴＭ利用に係る手数料について、当月の支払期日に支払うものとします。
２．ＡＴＭ手数料は、利用金額・返済金額が１万円以下の場合は１１０円（含む消費税等）、利用金額・返済金額が１万円を超える場合は２２０円（含む消費税等）とします。

第４７条（海外キャッシュサービスの取引を行う目的・利用方法）
代表使用者は、自らまたは使用者を代理人として、日本国外において、海外キャッシュサービスとして別途定める方法により、海外キャッシュサービスの利用枠の範囲内で事業費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。現在ご利用可能な方法は、下記＜キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法＞に定める通りとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。使用者が現金を借り入れた場合、当該使用者は代表使用者の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第４８条（海外キャッシュサービスの利率および利息の計算）
１．海外キャッシュサービスの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記＜キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等＞に定める通りとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
２．法人会員は、海外キャッシュサービスの借入金（付利単位１００円）に対し、当社所定の利率による利息を支払うものとします。
３．借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年３６５日（閏年は年３６６日）で日割計算した金額を経過利息として支払うものとします。

第４９条（海外キャッシュサービスの借入金の支払い）
１．海外キャッシュサービスの返済方法は、元利一括返済、返済回数は１回とします。
２．毎月の返済額は、毎月の締切日（支払期日が１０日または８日の場合には前月１５日）までの借入金と前条第３項の経過利息とを合計し、第１０条の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。
３．海外キャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシュサービスの借入金元金は、第１１条の定めにより換算された円貨とします。
４．法人会員は、別途定める方法により、海外キャッシュサービスの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定める通りとします。
５．海外キャッシュサービスの借入金について、当社が定める日までにキャッシングもあとからリボの申込を行い、当社が適当と認めた場合は、海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までを海外キャッシュサービスのご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を日割計算します。

第５０条（海外キャッシュサービスのＡＴＭ等手数料）
法人会員は、海外クレジットカード会社等が設置するＡＴＭ等を利用して借り受け、または当該借入金を当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているＡＴＭ等を利用して臨時に返済する場合においても、第４６条の定めに従うものとします。

第５１条（キャッシング利用時およびお支払時の書面の交付）

法人会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第１７条第１項に規定された書面の交付に代えて、同第６項に規定された書面、および貸金業法第１８条第１項に規定された書面の交付に代えて、同第３項に規定された書面を交付することができることを承諾するものとします。

※貸金業法施行日（平成１９年１２月１９日）以前に入会した法人会員は、当社から上記第５１条に関する通知または上記第５１条を含む本規約の送付を初めて受けた場合、１ヶ月以内に異議を申し立てることができるものとします。

＜キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法＞

	代表使用者			使用者		
	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシュサービス	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシュサービス
当社が指定するＡＴＭ等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当社の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法	―	―	○	―	―	○
電話・インターネット等で申込みを行ない、借入金を決済口座への振込みにより受領する方法	○	○	―	×	×	―
「キャッシングもあとからリボ」の申込みを行ない、キャッシング一括・海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボへ変更する方法	○	―	―	○	―	―

＜キャッシングリボご利用時のご注意＞

キャッシングリボの返済方法が毎月元利定額返済の場合、毎月の返済額はご利用残高により以下の通り変更となり、一度上がった返済額はご利用残高が減っても下がりません。

また、当社が定める会員規約（改定があった場合には改定前の会員規約を含みます。）により既に毎月の返済額が定まっている場合も新たなキャッシングリボのご利用がない限り毎月の返済額は当然には変更されません。新たなキャッシングリボのご利用があった場合には会員規約の定めにより毎月の返済額が変更される場合があります。

項番	対象条件	締切日時点残高	変更前毎月返済金額	変更後毎月返済金額
①	以下いずれかの条件に合致する方 ・２０１８年４月２日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・２０１８年４月２日以降に会員の申出により右の条件を希望された方	１０万円超	１万円未満	１万円
		２０万円超	１万５千円未満	１万５千円
		５０万円超	２万円未満	２万円

		７０万円超	２万５千円未満	２万５千円
		９０万円超	３万円未満	３万円
		２００万円超	４万円未満	４万円
②	①に該当しない方で、以下の条件に合致する方 ・２０１８年４月１日までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方	２０万円超	２万円未満	２万円
		７０万円超	３万円未満	３万円
		２００万円超	４万円未満	４万円
③	上の①②に該当しない方	５０万円超	２万円未満	２万円
		１００万円超	３万円未満	３万円
		２００万円超	４万円未満	４万円

当社と会員の間で同意に基づき、上記と異なる変更条件を適用する場合、当社所定の方法により別途通知することとします。また、当社と会員の間で同意なく上記条件を変更することはありません。

＜キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等＞

●キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用条件

名　　称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済 （ボーナス月増額返済あり）	最長２年８ヶ月・３２回（新規ご契約ご利用枠５０万円、実質年率１５．０％、毎月返済額２万円、５０万円をご利用の場合） ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。 最長３年９ヶ月・４５回（新規ご契約ご利用枠５０万円、実質年率１５．０％、毎月返済額１万５千円、５０万円をご利用の場合） ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	実質年率１５．０％
キャッシング一括	元利一括返済	２１日～５６日（ただし暦による）・１回	実質年率１５．０％
海外キャッシュサービス			

※キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用枠が０円の場合

名　　称	返済方法	返済予定総額および 返済期間・回数等	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済	０円、０日・０回	実質年率１５．０％
キャッシング一括	元利一括返済	０円、０日・０回	実質年率１５．０％
海外キャッシュサービス			

●担保・保証人…不要
●元本・利息以外の金銭の支払い･･･ＡＴＭ手数料（取扱金額１万円以下：１１０円（含む消費税等）、取扱金額１万円超：２２０円（含む消費税等））・再振替等にかかる費用
●法人会員において、利息が利息制限法第１条第１項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。
●貸金業法第１７条第１項の規定により交付する書面または同第６項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

＜割賦販売用語の読み替え＞
日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語は、会員規約、特約、カード送付台紙、ご利用代金明細書、通知書、広告物等において以下の通り読み替えます。

標準用語	読み替え後の用語
・現金販売価格 ・現金提供価格 ・現金価格 ・利用金額 ・利用額	・利用代金
・支払回数 ・分割回数	・支払区分 ※「ご利用代金明細書」のみ読み替え
・支払総額 ・分割払価格 ・分割価格	・分割支払金合計 ・お支払い総額 ・カードショッピングの支払い総額
・包括信用購入あっせんの手数料 ・分割払手数料 ・分割手数料 ・リボ手数料	・手数料 ・手数料額
・実質年率	・リボルビング払いの手数料率 ・分割払いの手数料率 ・手数料率

・支払分 ・分割支払額 ・分割支払金 ・分割払金 ・弁済金 ・各回の支払金額	・お支払い予定額 ・カードショッピングの支払い金 ・リボ払いお支払額 ・毎月支払額 ・今回お支払額 ・臨時元金返済額 ・約定お支払額 ・ボーナス月増額

＜リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等＞

・リボルビング払い　実質年率１５．０％

・分割払い

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間（ヶ月）	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率（%）	12.20	12.99	13.50	13.86	14.57	14.74	14.87	14.94	14.96	14.96	14.91	14.82
利用金額１００円当りの分割払手数料の額（円）	2.04	2.72	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	20.40	24.48

支払回数	40	42	48	50	54	60
支払期間（ヶ月）	40	42	48	50	54	60
実質年率（%）	14.76	14.72	14.61	14.57	14.50	14.38
利用金額１００円当りの分割払手数料の額（円）	27.20	28.56	32.64	34.00	36.72	40.80

＜リボルビング払いのお支払い例＞

（元金定額コース１万円および標準コース、実質年率１５．０％の場合）

8 月 16 日から 9 月 15 日までに利用金額 50,000 円のリボ払いをご利用された場合

◆初回（10 月 10 日）お支払い（ご利用残高 50,000 円）

①お支払い元金（元金定額コース・標準コースとも）… 10,000 円

②手数料（元金定額コース・標準コースとも）… ありません。

③弁済金（元金定額コース・標準コースとも）… 10,000 円（①）

④お支払い後残高（元金定額コース・標準コースとも）… 50,000 円－10,000 円＝40,000 円

◆第２回（11 月 10 日）お支払い（ご利用残高 40,000 円）

①手数料（9 月 16 日から 10 月 15 日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変ります）

… 50,000 円×15.0%×15 日÷365 日＋50,000 円×15.0%×10 日÷365 日＋40,000 円×15.0%×5 日÷365 日＝595 円

②お支払い元金

・元金定額コースの場合… 10,000 円

・標準コースの場合… 9,405 円（③ 10,000 円－① 595 円）

③弁済金

・元金定額コースの場合… 10,595 円（① 595 円＋② 10,000 円）
・標準コースの場合… 10,000 円
④お支払い後残高
・元金定額コースの場合… 30,000 円（40,000 円－10,000 円）
・標準コースの場合… 30,595 円（40,000 円－9,405 円）

＜分割払いのお支払い例＞
利用金額 50,000 円、10 回払いで分割払いをご利用された場合
①分割払い手数料…50,000 円×（6.80 円÷100 円）＝3,400 円
②支払総額…50,000 円＋3,400 円＝53,400 円
③分割支払額…53,400 円÷10 回＝5,340 円

＜２回払い、ボーナス一括払いの支払い回数・支払期間・手数料＞

支払区分	支払回数	支払期間	手数料
２回払い	２回	２ヶ月	不要
ボーナス一括払い	１回	２ヶ月～８ヶ月	不要

＜繰上返済の可否および方法＞

	１回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシュサービス
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のＡＴＭ等から入金して返済する方法	×	○	×	○	○（全額返済のみ可）	○（全額返済のみ可）
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	－	○	○（全額返済のみ可）	○	×	×
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法（振込手数料は負担いただきます）	○	○	○（全額返済のみ可）	○	○	○
当社の本社へ現金を持参して返済する方法	○	○	○（全額返済のみ可）	○	○	○
当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法	×	○	×	×	×	×

※１：全額繰上返済：リボルビング払い、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のう

ち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。
※２：一部繰上返済：原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。
※３：リボルビング払いをＡＴＭから入金またはコンビニエンスストアで繰上返済する場合は、カード利用後、当社が定める日まで返済できません。
※４：キャッシング一括と海外キャッシュサービスを締切日までの同一期間内に複数回利用し、当社が別途定める期間において当社の提携金融機関のＡＴＭから入金して返済する場合、同一期間内に利用したキャッシング一括および海外キャッシュサービス全件のみ返済が可能です。
※５：上記にかかわらず、その他繰上返済できない場合があります。
※６：代表使用者は、使用者を代表使用者の代理人として、使用者が使用者カードまたはその会員番号を用いてＡＴＭ等で繰上返済を行わせることができます。使用者カードまたはその会員番号を用いてＡＴＭ等で繰上返済の手続の全部または一部（手続が途中で中止された場合を含みます）が行われた場合は、使用者が代表使用者の代理人として当該手続を行ったものとみなします。この場合、使用者に対し、当該繰上返済の対象となる残高（代表使用者および使用者のカードならびにそれらの会員番号の利用に基づく合計残高）が開示されます。
※７：振込等により当社指定口座へ入金して繰上返済する場合、金融機関から当該口座に入金された日に返済手続が行われたものとして取り扱います。

＜ご相談窓口＞
１．商品等についてのお問合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
２．カード等の利用、請求内容等に係るお問合わせおよび宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記の当社お客様相談室までお願いします。
３．個人情報の開示・訂正・削除等の使用者等の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。
４．本規約についてのお問合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡ください。

株式会社しんきんカード
＜お客様相談室＞
〒１７０－６０１３　東京都豊島区東池袋３－１－１　サンシャイン６０　１３階
電話番号０３－６７５８－７７６７

※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。
（当社が契約する指定紛争解決機関）
日本貸金業協会　貸金業相談・紛争解決センター
〒１０８－００７４　東京都港区高輪３－１９－１５　電話番号　０３－５７３９－３８６１

（２０２５年４月１日改定）